

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 相澤 牧人

平和のうちに生存する権利

管区事務所総主事 司祭 ヨハネ 相澤牧人

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」日本国憲法前文の中の言葉です。

クリスマスから正月にかけて、たくさんのカードや年賀状を頂きました。そして想いを込めたメッセージが添えられ、語りかけてきたのです。そこに通底するものは、この憲法前文の言葉に合致するものがあると思うのです。多くの方々が平和を求め、今を見直し、まさに主イエスが伝える平和の実現に心を向けていることが良くわかりました。それをお伝えし、分かち合えればと思います。

☆「戦後」が「戦前」となってしまうことのないように。」

本当にそう思うことが多いのではないのでしょうか。新聞、ニュース、コラムなどなどには、軍靴の音が聞こえる、忍びよってくる、というような表現が多くみられると思います。先日、朝日新聞の「声」欄に掲載された15歳の少女が投稿したものを読みました。彼女が「永遠の0」という映画を見た感想です。「死をも肯定した教育恐ろしい」という表題で、「国のために命を犠牲にするのは当然という考え方を象徴する特攻隊の物語。死を恐れない、それは、教育という名の洗脳なのか。教育で皆に強要することで、非常識が常識になってしまう。今の平和が、戦争を生きた人々の苦悩の上にあることを胸にとどめ、同じ過ちを決して繰り返してはならないと感じた。」というようなことを書いています。若者がこのような感性を持って現実を見ていることに、感動しました。そして、この想いは皆が学ばなければならぬと思いました。それはまさに、戦後が戦前とならないために、大切なことだと思います。私たちは、そして教会は、預言者の役割、見張りの役割を担い続けていかなければならないのではないのでしょうか。

☆「経済効率を最優先する人間の生き方が限界に達しているのではないか。」

□会議・プログラム等予定

(2月25日以降および
前回報告以降追加分)

2月

- 26日(水) 正義と平和委員会〔京都教区センター〕
- 27日(木) 聖公会 / ローマ・カトリック教会合同委員会〔管区事務所〕

3月

- 1日(土) 東北教区主教座聖堂 仙台 基督教会礼拝堂聖別式
- 3日(月) 管区事務所スタッフミーティング〔管区事務所〕
- 6日(木) 収益事業委員会〔管区事務所〕
- 6日(木) 聖公会 / ルーテル教会協議会〔ルーテル市ヶ谷センター〕
- 7日(金) 法憲法規委員会〔管区事務所〕
- 7日(金) 礼拝委員会〔管区事務所〕
- 8日(土) ハラスメント防止に関する管区体制を検討するチーム〔大阪聖パウロ教会〕
- 8日(土) 正義と平和・憲法プロジェクト〔中部教区センター〕
- 13日(木) 財政主査会〔管区事務所〕
- 14日(金) 宣教協働者招聘委員会〔管区事務所〕
- 14日(金) 日韓協働プロジェクト〔管区事務所〕
- 17日(月) 原発問題プロジェクト運営委員会〔管区事務所〕
- 18日(火) 主事会議〔管区事務所〕
- 25日(火) 管区共通聖職試験委員会〔管区事務所〕
- 25日(火) 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会〔管区事務所〕
- 27日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕

4月

- 9日(水) 常議員会〔管区事務所〕



私たちの視点は、殊に信仰者としての視点はどこに持っていくのか、ということは本当に大切なことではないかと思えます。そしてこのことは、原発事故以来明白にされてきましたし、人々の関心が強められ、目が注がれているのではないのでしょうか。決断が物事を、生き方を決めていくのです。そしてそこから知恵が発揮されていくのです。それは、主イエスが言われた、然りを然り、否を否(マタイ5:37)と言える覚悟を持つことなのでしょう。経済を優先し、そのことによつていのちが損なわれたら、何のための経済なのでしょう。

☆「今、真実を見ない現実主義と、聞く前に決めつける積極主義の前に、立ち戻る道も失いました。・・・平和への夢と共生に参加する幻を語ることが許されるように願っています。」

主イエスが十字架の死の後に葬られた墓に行ったマグダラのマリアとシモン・ペトロとイエスが愛しておられたもう一人の弟子が、空の墓を見た様子を、ヨハネ福音記者は言葉(ギリシャ語)

を使い分けながら、「見る」ことの意味を伝えてくれています。(ヨハネ20:1~8) 空の墓を見たマグダラのマリアは、ありのままを見ました。(墓から石が取りのけてあるのを見た。) ペトロは墓の中を観察しました。(亜麻布が置いてあるのを見た。) そして、もう一人の弟子も墓の中に入り、墓が空になっているのを見て、理解し、悟るのです。(見て、信じた。) 見るというのは聞くことにも通じるものがあるのではないのでしょうか。私たちは何を見、何を聞くのかを意識し、見るものを見、聞くものを聞く生き方をしていかなければならないのだと思います。

最後に、これらをまとめるような言葉もいただきました。

☆「日本はどこへ行こうとしているのでしょうか。益々、緊張して目を開き、耳を澄ましていかなければ・・・。」

教会が存在することの意味、私たちがキリスト者として生きることの意味、は何か。主イエスの心を心として歩み続けていきたいものです。

2014年度の日韓協働プロジェクトについて

管区宣教主事 司祭 エッセイ 矢萩新一

日韓協働プロジェクトは日本聖公会と大韓聖公会の正式な窓口として、両国に置かれていますが、その働きや2014年度の予定について記したいと思います。

今年度は、日韓聖公会青年セミナーを8/11(月)~15(金)に仙台で、韓国スタディーツアー(社会宣教研修)を9月頃に韓国で、日韓協働30周年記念大会を10/20(月)~23(木)に韓国の済州島で計画しています。その他の日韓関係の予定としては、6/6にB・T(釜山・東京)プロジェクト40周年記念礼拝や2015年の9/29に大

韓聖公会宣教開始125周年(含:太田教区成立50周年)記念礼拝が予定されていることもトピックとして記しておきます。

日韓聖公会青年セミナーは昨夏、核をテーマとした平和セミナーとして3年ぶりに釜山で開催されました。青年たちはセミナー後もフェイスブックなどを通して交流を深めています。今年のセミナーは仙台での開催を予定し、震災のことや原発のことについて共に学び話し合うという内容で準備を進めています。2016年7月末に西マ

レーシアのクアラルンプールで予定されているアジア青年大会も意識しながら、東アジアの平和という大きなテーマを持ちつつ、日韓の青年を繋げていきたいと思えます。

韓国スタディーツアーも昨年は3年ぶりの開催でした。今年で4回目を数えますが、大韓聖公会の分かち合いの家や社会福祉施設の様々な働きの現場を見学させて頂き、その規模や熱意(ミッション性)に圧倒される経験をたくさんしてきました。また、現場で働く信徒の思いを聴いたり、日曜日に分かち合いの家教会の礼拝に出席させて頂いたりもして、分かち合いの家に対する悩みや願いや喜びを知ることが出来ました。これからの研修も、教会と社会宣教(社会正義、平和、人権、福祉)というテーマを大切に、神学的な意味づけや信仰的な基盤の理解、分かち合いの家の礼拝出席をプログラムとして盛り込みたいと思えます。参加者が日本の現場に引きつけて考えられるように、外国人やしょうがい者、高齢者、ホームレス支援などの小さな取り組みの現場を大切に、聖公会社会福祉連盟との連携も意識していく予定ですので、ぜひ多く

の現場から参加をお願いいたします。

日韓協働30周年記念大会は、福岡で行われた20周年以降の取り組みについての評価を持ち寄り、日韓交流30年の評価や次世代が担う10年の展望、青年セミナーの再評価、日本の右傾化や脱原発の課題、南北平和統一の課題などといった内容を予定しています。大会にあわせて日韓合同の主教会を行い、主教会と実務者等で60名程度の参加を考えています。これまでの日韓協働プロジェクトは、日韓だけではなくアジア・世界も視野に入れた関係を考えてきました。日韓から世界に平和を発信していこうと昨年4月に沖縄で行われた世界平和協議会(TOPIK)もその一環です。日韓の30周年が世界へ発信していく機会と捉え、「宣教の5指標」「教会の5要素」を大切に、日本聖公会の「原発反対声明」「宣教協議会提言」「平和協議会コミュニケ」をもとに話し合う時になると思えます。

近隣諸国との緊張関係を高めてしまっている今、これからも日韓の協働のためにお祈り、ご支援をよろしくお願いいたします。

□常議員会

第59(定期)総会期第9回1月28日(火)

<主な決議事項>

1. 宗教法人「日本聖公会中部教区規則」一部変更の件
宗教法人「日本聖公会中部教区規則」一部変更に関して、第1章 総則(教区の区域)第7条2を可児聖三一教会 岐阜県可児市今渡1012番地1に変更することを承認した。
2. 年金維持資金管理委員会に関して
年金維持資金管理委員会の任期に関して「2008年に開催された第57(定期)総会で年金維持資金管理委員会の任期は2定期総会期として決議されたので、2012年の第

- 58(定期)総会期終了時点で消滅していることになっている」との指摘があり、検討・協議の結果、今総会期においても必要な委員会であると認め、次回の総会で継続の議案を管区事務所に提出させることとした。
3. 原発問題プロジェクト募金に関して
「原発と放射能に関する特別問題プロジェクト」から発行予定の「原発のない世界を求めて」と題したリーフレットに掲載する募金のお願いに関しての提案・説明が行われたが、リーフレットの性格上、情報量よりも読み易さを優先すべきとして、運営委員会でデザインおよび内容を再度検討することで承認した。

□各教区

京都

- ・聖職按手式 3月8日(土) 13時 桃山基督教會 説教:司祭 大岡 創 執事按手
志願者:聖職候補生 マタイ古本靖久

大阪

- ・第111(臨時)教区会 3月16日(日) 15時
大阪教区主教座聖堂(川口基督教會) 会館
議題:(1) 2013年度日本聖公會大阪教区会計決算承認の件 (2) 2013年度日本聖公會大阪教区一般会計 余剰金/不足金 処理の件

■立教学院奨学金についてのお知らせ

立教学院では、1998年度から「聖公會教役者の子及び聖公會神学院校長の推薦する大学院学生に対する立教学院奨学金規程」を制定しており、聖公會教役者の子で、立教学院の各学校の児童・生徒・学生に対して奨学金を交付しております。つきましては、次年度対象となる方がいましたら、申請されますようお願いいたします。

なお、申請の受付は小学校、池袋中高、新座中高は各校事務室、大学は財務部でおこなっており、締め切りは4月末日です。

公 示

日本聖公會第61(定期)總會を下記のように招集します。

救主降生2014年2月20日

日本聖公會 總會議長

主教 ナタナエル 植松 誠 ㊦

記

日時:2014年5月27日(火)午前11時00分
より5月29日(木)午後5時30分まで

場所:日本聖公會センター(東京教区 牛込聖公會聖バルナバ教会)
〒162-0805 東京都新宿区矢来町65番地
電話:03-5228-3171(日本聖公會管区事務所)

第61(定期)總會期書記

書記長 司祭 片山 謙(横浜)

書記 司祭 松田 浩(横浜) 司祭 斎藤 徹

(北関東) 司祭 渡部 明央(横浜)

執事 岸本 望(北関東) 執事 倉澤 一

太郎(東京) 聖職候補生 平岡 康弘

(北関東)

《人 事》

東京

司祭 ヨナタン長谷川正昭	2014年3月31日付	定年により退職、真光教會牧師の任を解く
司祭 ケビン・シーバー	2014年4月1日付	真光教會管理牧師に任命する
司祭 ヨハネ八木正言	2014年3月31日付	立教学院への出向を解く
	2014年4月1日付	東北教区への出向を命ずる
司祭 ニコラス中川英樹	2014年3月31日付	三光教會牧師の任を解く
	2014年4月1日付	立教学院への出向を命ずる
司祭 グレース神崎和子	2014年3月31日付	大森聖アグネス教會牧師の任を解く
	2014年4月1日付	三光教會牧師に任命する
司祭 ヨナ成 成鐘	2014年3月31日付	渋谷聖公會聖ミカエル教會管理牧師の任

		を解く
	2014年4月1日付	渋谷聖公会聖ミカエル教会牧師に任命する
		大森聖アグネス教会管理牧師に任命する
司祭 アンデレ香山洋人	2014年3月31日付	葛飾茨十字教会管理牧師の任を解く
	2014年4月1日付	東京聖テモテ教会牧師に任命する
司祭 パウロ田光信幸	2014年3月31日付	東京聖テモテ教会管理牧師の任を解く
司祭 ヨハネ神崎雄二	2014年4月1日付	葛飾茨十字教会管理牧師に任命する
聖職候補生 セシリア下条知加子	2014年3月31日付	特定非営利活動法人きぼうのいえ職員としての勤務を解く
		月島聖公会における主日勤務を解く
	2014年4月1日付	社会福祉法人葛飾学園職員として勤務を命ずる
		葛飾茨十字教会に主日勤務することを命ずる
聖職候補生 ヨセフ太田信三	2014年4月1日付	聖アンデレ教会勤務を命ずる
司祭 ビカステス今井潔治(退)	2014年4月1日付	聖アンデレ主教座聖堂嘱託(八王子地区ミSSIONナー)を委嘱する(任期1年)
司祭 イサク小笠原愛作(退)	2014年4月1日付	小笠原聖ジョージ教会嘱託を委嘱する(任期1年)
司祭 テモテ小笠原 忍(退)	2014年4月1日付	聖アンデレ教会嘱託を委嘱する(任期1年)
司祭 テモテ河野裕道(退)	2014年4月1日付	環状教会グループ担当の嘱託を委嘱する(任期1年)
司祭 バルナバ関 正勝(退)	2014年4月1日付	聖路加国際病院聖ルカ礼拝堂嘱託を委嘱する(任期1年)
司祭 バルトロマイ竹内謙太郎(退)	2014年4月1日付	聖アンデレ主教座聖堂嘱託を委嘱する(任期1年)
執事 アンデレ小野里俊一(退)	2014年4月1日付	聖アンデレ教会嘱託を委嘱する(任期1年)
執事 トマス日高馨輔(退)	2014年4月1日付	聖アンデレ教会嘱託を委嘱する(任期1年)
<信徒奉事者認可および分餐奉仕許可>(2014年1月14日付、2014年3月31日まで)		
(聖オルバン教会)	塚田央子	
横浜		
司祭 マルコ高田 眞	2014年1月14日付	八日市場聖三一教会協働司祭に任命する。
聖職候補生 サムエル北澤 洋	2014年4月1日付	横浜山手聖公会牧師司祭イグナシオ入江修のもとで勤務することを命じる。
司祭 清家智光(退)	2014年4月1日付	主教ローレンス三鍋裕の管理のもとで、主教座聖堂付嘱託勤務を委嘱する。(任期1年)
<信徒奉事者認可>	2014年1月14日付	
(林間聖バルナバ教会)	小平基	

大阪

司祭 シモン・ペテロ上田憲明 (米国聖公会ハワイ教区在籍)

2014年3月31日付 任期満了により、桃山学院への派遣(中高チャプレン)の任を解く。

大阪聖アンデレ教会副牧師の任を解く。

執事 ヤコブ義平雅夫

2014年3月31日付

東豊中聖ミカエル教会牧師補の任を解く。

2014年4月1日付

大阪聖アンデレ教会牧師補に任命し、桃山学院(中高)にチャプレンとして派遣する。

司祭 クリストファー奥村貴充

2014年4月1日付

聖贖主教会牧師、及び博愛社チャプレンに任命する。

主教 サムエル大西 修

2014年3月31日付

聖贖主教会管理牧師の任を解く。

聖職候補生 フランチェスコ成岡宏晃

2014年4月1日付

東豊中聖ミカエル教会管理牧師、司祭アンデレ磯晴久のもとで勤務することを命じる。

ペテロ 金山将司(教区神学生)

2014年4月1日付

日本聖公会聖職候補生に認可する。

九州

司祭 フランシス堀尾憲孝

2014年3月31日付

長崎聖三一教会牧師および佐世保復活教会牧師の任を解き、定年により退職とする。

司祭 マルコ柴本孝夫

2014年3月31日付

小倉インマヌエル教会牧師および戸畑聖アンデレ教会牧師の任を解く。

2014年4月1日付

長崎聖三一教会牧師および佐世保復活教会牧師に任命する。なお、住居は長崎聖三一教会とする。

司祭 ステパノ中村 正

2014年3月31日付

久留米聖公会牧師および佐賀聖ルカ伝道所管理牧師の任を解く。

2014年4月1日付

福岡聖パウロ教会牧師および巖原聖ヨハネ教会牧師に任命する。なお、住居は福岡聖パウロ教会とする。

司祭 ダビデ中野准之

2014年3月31日付

大分聖公会牧師および延岡聖ステパノ教会協働司祭の任を解く。

2014年4月1日付

久留米聖公会牧師および佐賀聖ルカ伝道所管理牧師に任命する。

司祭 ヨハネ李 浩平

2014年3月31日付

鹿児島復活教会牧師の任を解く。

2014年4月1日付

大分聖公会牧師および延岡聖ステパノ教会協働司祭に任命する。

司祭 ダビデ中島省三

2014年3月31日付

宮崎聖三一教会協働司祭の任を解く。

2014年4月1日付

鹿児島復活教会牧師に任命する。なお、大口聖公会牧師は継続、住居は鹿児島復活教会とする。

司祭 ミカエル李 相寅

2014年3月31日付

福岡聖パウロ教会副牧師および佐世保復

		活教会協働司祭の任を解く。
	2014年4月1日付	小倉インマヌエル教会牧師および戸畑聖アンデレ教会協働司祭に任命する。
司祭 バルナバ牛島幹夫	2014年3月31日付	巖原聖ヨハネ教会牧師の任を解く。
	2014年4月1日付	戸畑聖アンデレ教会牧師および巖原聖ヨハネ教会協働司祭に任命する。
		なお、直方キリスト教会牧師は継続、住居は直方キリスト教会とする。
主教 ルカ武藤謙一	2014年3月31日付	福岡聖パウロ教会管理牧師の任を解く。

《教会・施設》

東北教区主教室・教務所 移転先 〒980-0803 仙台市青葉区国分町2-13-15（電話・FAX番号は変更無し）2014年2月20日（木・予定）

日本聖公会東北教区主教座聖堂 仙台基督教会
礼拝堂聖別式のお知らせ

主の御名を賛美いたします。

東日本大震災以来、被災地と被災された方々、ならびに東北教区を覚えお支えくださいますことに深く御礼申し上げます。

皆様のお祈りのうちに進めて参りました東北教区主教座聖堂 仙台基督教会礼拝堂建築が竣工し、この度ようやく落成の運びとなりました。これもただ主のお守りと皆様のご支援の賜物と、心より感謝いたします。

つきましては、下記のとおり礼拝堂聖別式をお献げいたします。ご加禱賜れば幸いです。皆様の上に主のお恵みが豊かにありますよう、お祈り申し上げます。

記

日本聖公会東北教区主教座聖堂 仙台基督教会礼拝堂聖別式

日時 : 救主降生2014年3月1日（土）午後1時

場所 : 日本聖公会東北教区主教座聖堂 仙台基督教会礼拝堂

仙台市青葉区国分町2-13-15

正義と平和を求めて

自民党憲法改正草案を考えるシリーズ・第3回

憲法改正と最高法規

日本聖公会 正義と平和・憲法プロジェクト

今回は、日本国憲法第9章『憲法改正』、第10章『最高法規』が自民党草案でどのように改訂されようとしているか、その問題点を指摘します。

『日本国憲法第96条（憲法改正）』

1. この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
2. 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。』

となっていますが、自民党改正草案では、これが以下のように修正されています。

『第100条』

1. この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で、国会が、議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。
2. 憲法改正について前項の承認を経たとは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。』

自民党案は議会での議論は不十分のままでも、国民投票の過半数だけあれば、たとえ国論が二分していようが、憲法を都合の良いように変

えることができるようにするものです。歴史に目を向ければ2/3条項が如何に重要であるかが分かります。人類の歴史の教訓は、『多数意思とは常に正しいとは限らないと言う歴史的事実に学び、多数意思に基づく行動に対する歯止めをかけ、多数決で決めてはならない普遍的価値を前もって憲法の中に書き込み、多数意思を反映した国家権力を制限しなければならない。憲法は国家権力への抑制であって、国民が従うべき道徳律ではない。』というものです。

そのために、現在の日本国憲法では、第97条において『この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年の自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。』ことを強調しているのです。

自民党案は、この第97条を全文削除し、『すべての人々が個人として尊重されるために、憲法を最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかる』立憲主義の大原則を根本から覆すものです。

実際に、

『日本国憲法99条（憲法尊重擁護の義務）』

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。』

が、自民党案においては、

『第102条』

1. 全て国民は、この憲法を尊重しなければ

ならない。

2. 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。』

と書き換えられ、まず第1に、憲法が国民への義務を強調するものに変質しています。自民党が行おうとしているのは、上から国民に道徳を押し付け、個人の尊厳を保証するよりも、時の権力に盲目的に従うことを国民に強要する封建時代の掟に戻すものです。

1945年の敗戦直後、ある著名な作家が「わたしはだまされていた」と述懐しました。それとは対照的に、「『だまされていた』と平気でいられる国民なら、おそらく今後も何度でもだまされるだろう」と警告して、「だまされた者の罪こそ問題」と伊丹万作は書き残しました。わたしたちの周りには多くの「だまし」があります。いつも、わたしたちは『目を覚まし』、「だまされる罪」を重ねないことが重要だと思います。

(執筆・田中 智)

■フィリピンの台風被災地／支援状況

以下はフィリピン聖公会総主事ラルウェット氏の報告を要約したものです。

フィリピン聖公会としては、フィリピン中部・台風30号の被災者支援活動を、次の3段階で展開する計画を作成し、実行する予定である。①緊急支援：短期の緊急支援物資配布と避難所の確保。②緊急復興支援：緊急事態を脱出してから復興に向けた緊急支援。③長期的復興支援：長期的に通常の生活に戻るための復興支援。

フィリピン聖公会はNCCP(フィリピンキリスト教協議会：この組織の総幹事はフィリピン聖公会出身の司祭)と協力して、被災者支援活動を展開している。緊急支援物資(主に食料と衣服)の配布が当初の最大の緊急支援活動である。道路状況が困難であった初期活動期間中は特別の許可を持っているNCCPと協働する事によって、被災者支援が可能になった。又IFI(フィ

リピン独立教会)は聖公会と緊急支援活動に関して緊密な関係を維持し協力している。

フィリピン聖公会ダバオ教区(南フィリピン教区から分離して設立された一番新しい教区)では11月末に医療チームを結成し、地域に貢献した。東南アジア聖公会サバ教区の医療スタッフがこれに参加した。又、1500個の緊急支援食料キット(米、麺類、缶詰等)を周辺地域に配布した。他の地域ではトラック2台分の2200個の食料支援物資をNCCPのスタッフと共に10箇所地域に配布した。

緊急事態を脱した地域では正常な日常生活を営むために、栄養のバランスを考慮した支援物資の配布を開始した。更に電力不足の問題が深刻であるが、新しい技術を活用したガソリンを必要としない太陽光発電装置を7箇所に設置した。この様に少しずつではあるが、緊急事態から脱出しつつある事を報告します。

(ACNS12月13日号より：渉外主事 八幡真也)





東日本大震災を覚えて

この祈りと嘆願は、東日本大震災発生3周年にあたり、2014年3月9日の主日礼拝、3月11日の記念礼拝、祈り等において、およびその後も用いられることを意図して作成されたものです。

慈しみ深い神、慰めの主よ、(——年を経た) 東日本大震災を覚えて祈ります。どうか、被災地にある人、避難生活を強いられている人、特に日本社会の中で生きることの困難に苦しむ人、将来の希望を見い出せない人(ことに——)を支えてください。

また原子力発電所事故により、失われた自然と人々の生活を覚えます。故郷を離れて生活する人、危険な作業に従事する人とその家族をお守りください。

そして政治と社会に責任を持つ人々に正しい道を歩ませてください。

わたしたちもまた、これらの苦難をつねに覚えることができますように。日本聖公会「いっしょに歩こう・パートII」の働きを強めてください。そしてわたしたちも思いと力を合わせて、共に歩み続けることができるように導いてください。

いのちの源である主よ、東日本大震災のすべての犠牲者、そして世界各地の災害と争いの中で生命を失った人々を、あなたのみ腕の中に抱き、永遠の安らぎを与えてくださいますように。

主イエス・キリストのみ名によってお願いいたします。アーメン

(2014年2月 日本聖公会主教会)

* 祈りの冒頭の(——年を経た)は、2014年3月には「3年の時を経た」あるいは「3周年を迎えた」等と言い替えることができる。

《嘆願形式》

司式者 慈しみ深い神、慰めの主よ、(——年を経た) 東日本大震災を覚えて祈ります。どうか、被災地にある人、避難生活を強いられている人、特に日本社会の中で生きることの困難に苦しむ人、将来の希望を見い出せない人(ことに——)を支えてください。

会衆 主よ、お聞きください

司式者 原子力発電所事故により、失われた自然と人々の生活を覚えます。故郷を離れて生活する人、危険な作業に従事する人とその家族をお守りください。そして政治と社会に責任を持つ人々に正しい道を歩ませてください。

会衆 主よ、お聞きください

司式者 わたしたちもまた、これらの苦難くなんをつねおぼに覚えることができますように。日本聖公会「いっしょにっぽんせいこうかいに歩あるこう・パートII」の働きはたらを強めてください。わたしたちも思いと力を合わせて、共に歩みつづ続けることができるように導みちびいてください。

会衆 主よ、お聞きください

司式者 いのちの源みなもとである主よ、東日本大震災のすべての犠牲者しゆ、そして世界各地の災害ひがしに ほんだいしんさいと争ぎいの中で生命せいしやを失せった人々かいかくちを、あなたのみ腕さいがいの中に抱あき、永遠えいえんの安らぎやすを与あたえてくださいますように。

会衆 主よ、これらの祈いのりを主イエス・キリストのみ名しゆによってお願いないたします。アーメン

<参考資料>

東日本大震災3周年記念の礼拝（祈り）のために

2011年3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災から、3周年を迎えようとしています。もっとも近い主日（3月9日・大齋節第1主日）の礼拝の中において、あるいは3月11日に、東日本大震災を記念し、犠牲者のため、また今なお続く困難の中にある被災地と人々のために、全国の教会で祈りが捧げられますように願っています。以下は、それらの場合の一例、参考資料として紹介するものです。もちろん各地、各教会において、それぞれの状況の中で工夫された礼拝、祈りが捧げられることはふさわしいことと思います。なお、新たな「東日本大震災を覚えて」の祈りは、礼拝委員会の協力を得て、主教会において作成されたものです。

2014年2月10日

日本聖公会主教会

I. 3月9日、主日礼拝の中で

「代祷」において、はじめの呼びかけに続いて「東日本大震災を覚えて」（2014年2月・主教会）の祈りを用いる。嘆願形式でもよい。

II. 3月11日に記念聖餐式を行う場合

東北教区における1周年記念、2周年記念礼拝（聖餐式）の例では、「逝去者記念の式」（祈禱書400頁以下）に基づいて、詩編、聖書日課等が選ばれた。

「東日本大震災を覚えて」の祈りを特祷として用いる。あるいは特祷は他のふさわしい祈り（「諸祈禱」等より）を用い、「東日本大震災の祈り」は代祷の中で用いることもできる（嘆願形式でも可）。

III. 午後2時46分に黙祷、黙想を行う場合

やはり東北教区での例で。3月11日、午後2時20分あるいは30分より祈りと黙想の時を持つ。以下、進行例。

- ◇聖歌
- ◇交唱 司式者「神よ、速やかにわたしたちをお救いください」
会衆「主よ、速やかにわたしたちをお助けください」
司式者「栄光は、父と子と聖霊に」
会衆「初めのように、今も、世々に限りなく」
一同「アーメン」
- ◇詩編 第130編等（祈祷書405頁以下の詩編等より）
- ◇聖書朗読 『創世記』第8章1節―12節（「ノアの場面」）あるいは
『ローマの信徒への手紙』第8章19節以下（「被造物がすべて今日まで、共にうめき・・・」）等
- ◇沈黙 午後2時46分を待つ
- ◇打鐘 2時46分に合わせて。静かに。12回等。沈黙―黙禱。
- ◇黙想講話
- ◇「主の祈り」「東日本大震災を覚えて（の祈り。嘆願形式でも可）」
「諸祈祷中の祈り。33等」、その他の祈り
- ◇聖歌

<聖歌について>

たびたび用いられた聖歌は以下のようなものであった。
489、476、291、413、418、512、562

*以上は十分に準備し練られたものではありません。それぞれの地、教会において適切な形で祈りが捧げられることがふさわしいと考えます。

（主教会・礼拝委員会担当主教 東北教区主教 加藤博道）

.....

<東北教区・東日本大震災3周年記念礼拝のお知らせ>

東北教区では、とくに下記の教会にて合同礼拝が行われます。

- 日時：2014年3月11日（火）午後1時
- 会場教会：（岩手県）盛岡聖公会
（宮城県）東北教区主教座聖堂・仙台基督教会
（福島県）福島聖ステパノ教会
○釜石神愛教会も同日園児礼拝、および聖餐式を捧げます
- 内容： 聖餐式（祭色◇白）・「2時46分の黙禱・黙想」・「分かち合い」
（午後4時終了予定）

- *日本聖公会のほぼ全教区主教が、それぞれの教会に分かれて参加され、説教等の奉仕をされます。植松誠首座主教、大韓聖公会金根祥首座主教(ソウル教区主教)は主教座聖堂・仙台基督教会の礼拝に臨席されます。聖餐式司式は東北教区聖職。
- *多くの方の祈りと奉仕によって、これらの礼拝が捧げられます。ご加禱、ご臨席ください。それぞれの地において、この日この時、捧げられる礼拝を通して、大震災犠牲者の魂の平安と、大きな痛みからの回復に向けて主のみ力を祈ることができますように。

お問い合わせ ◇上記の礼拝に関するお問い合わせは、

日本聖公会東北教区教務所 電話022-223-2349 (担当・及川真菜)

協 力 ◇東北教区東日本大震災被災者支援室「だいに・東北」

◇日本聖公会「原発と放射能に関する特別問題プロジェクト」<福島>



世界への窓

南部アフリカ聖公会の
女性主教

2012年11月、もう一人は2013年1月に教区主教に就任しているが、管区の組織内で女性の立場が十分確立していないことについて、首座主教マゴンバ主教は総会で以下のように主張している。首座主教は3年前、2010年の

現在南部アフリカ聖公会(管区)には2名の女性主教が誕生している。一人は

総会の開会演説で「私は将来この管区で必ず女性主教が誕生する事を夢見ている」と述べた。「3年後の今、神様の祝福により2名の女性主教が総会に参加している。実にすばらしい事です。ただこれで問題が解決したわけではありません。もっと女性の影響を強化しなければならない。例えば総会の代表者数は男性が女性の4倍である。このような状況を打破するために、われわれはもっと努力をしなければならない。」

〈ACNS 2013年10月7日号より〉

(記・渉外主事 八幡眞也)

「管区事務所だより」についての 読者アンケートのまとめ

「管区事務所だより」2013年12月に添付しました「読者アンケート」には多くの回答を賜わり御礼申し上げます。お寄せいただきました御意見を整理し、その結果を以下に報告します。

- (1) 回答者数 48
(司祭31 執事5 信徒13)
- (2) 教区別回答者数
北海道6 東北4 北関東2 東京11
横浜7 中部7 京都6 大阪2 神戸2
九州1
- (3) どのように読まれているか ()内は回答数、
・聖職だけが読む (10)
・教会員にも読むことを勧める (31)
・関係者、事務スタッフで読む (5)
・ほとんど読まない (1)
- (4) どのように活用しているか
・教会内に掲示 (32) ・展示 (3)
・読み上げる (2) ・必要事項を告知 (4)
・コピーして配布 (2) ・回覧 (1)
・週報に転載 (1) ・特になし (4)
- (5) どのような記事を教会内で共有するか
・管区諸委員会の活動報告 (15)
・総主事の巻頭言 (13)
・人事関連の記事 (12)
・各種イベントのお知らせ (7)
・世界への窓 (1) ・トピック記事 (1)
・読むべき記事をコピーして配る (1)
・関心のある信徒が各自で読む (1)
・あまり共有していない (2)
- (6) 最近、印象に残った記事
・「いっしょに歩こう!プロジェクト仙台オフィスから」シリーズ
・東日本大震災関係の諸記事
・281号 大岡基氏の「鉄道と代行バスで巡った南三陸の現在」
・原発問題プロジェクト

- ・総主事の巻頭メッセージ
○記事の中で教えられることが多々ある。
- 巻頭言はいつも注視している。日本聖公会の基本的なスタンスを示しているのだから。
- いつも考えさせられ、大切なことをはっきりと述べておられる。
- 総主事の巻頭言を、み言葉の礼拝で勧話に代えて紹介している。
- ・281号 卓志雄司祭の「最近のカルト教団の動向から」
- ・285号 西原廉太司祭の「WCC 第10回釜山総会報告」
- ・285号のカンタベリー大主教が来日されたニュースは喜ばしく読みました。
- ・286号 河野裕道司祭の「聖書協会と聖書の新翻訳事業の現状」
- ・2013年度人権セミナーの報告
- ・2013年沖縄で開催された世界聖公会平和協議会の記事
- ・「世界への窓」で、他管区とNSKKとの違いを知ることが出来る。
- (7) 編集内容への要望 (原文のまま)
・ニュース性のある記事が更に増えると思う。
- ・海外教区の活動と日本聖公会との連帯について。
- ・管区諸会議の報告。教区報では取り上げられないことがあるため。
- ・海外聖公会やACCの取り組みをもっと紹介してほしい。
- ・管区全体の動きがわかるもの。また、日本聖公会の宣教方針。
- ・各教区・教会の働き等が紹介されていると参考になる。カンタベリー大主教の各月の説教の紹介。
- ・囲み記事で良いから、稚内聖公会から石垣キリスト教会まで、外観写真つきの現状紹介企画をお願いしたい。また、今月の祈りとか聖書の御言葉についてというところを充実させてほしい。
- ・カラー写真が入るようになったことで読み

やすくなりました。

- ・毎回ご苦心されていることと思います。現状でよいと思います。
- ・世界の聖公会の動向を詳しく具体的に知らせてくださるとうれしく思います。
- ・憲法改正、秘密保護法制定等、最近は政治と宗教の係わりが今後変化していく危惧を感じる。宗教法人としてクリスチャンとして等の立場で信徒に情報・解説・評論を掲載してほしいと思います。
- ・アジアの教会についての情報が豊かであればよいと思う。
- ・インターネット配信し、完全ペーパーレスにすれば経費削減となるように思う。
- ・国内外の聖公会の動向を伝えてほしい

(8) 定期的に購入している刊行物

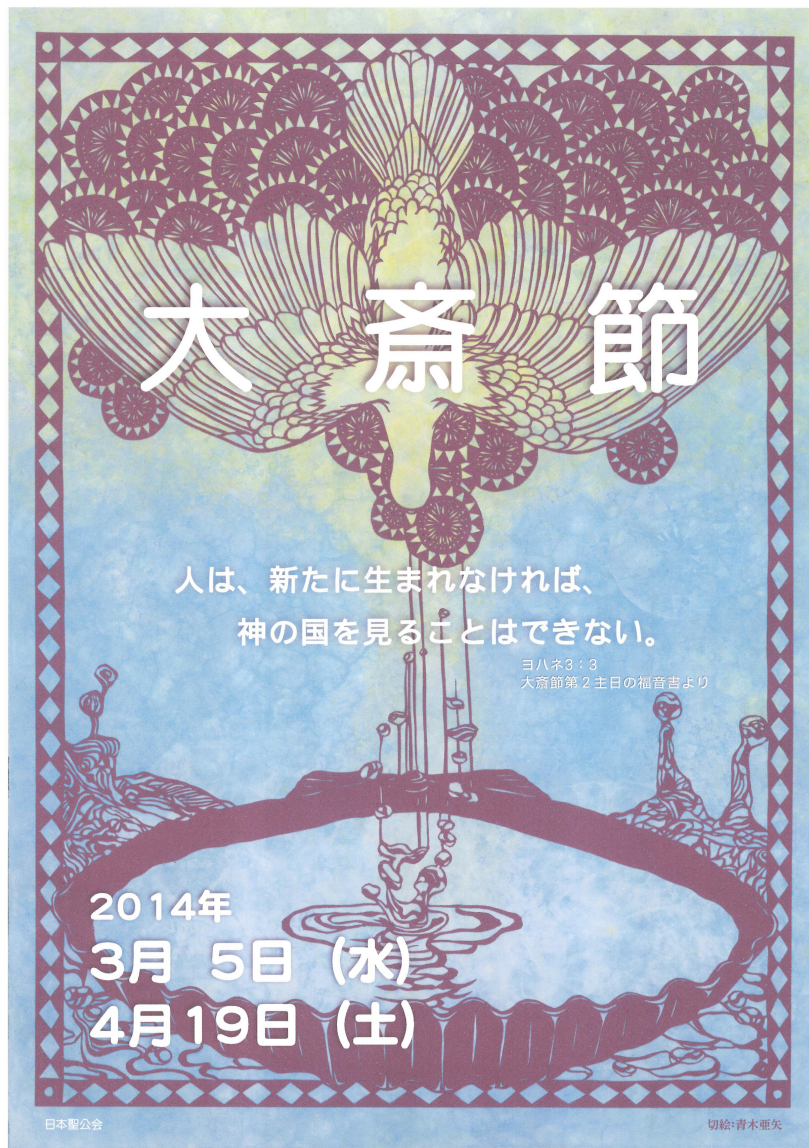
- 聖公会新聞 (36)
- キリスト新聞 (9)
- カトリック新聞 (7)

■総括 読者アンケートは、回収数が発行部数の100分の1であれば結果をよしとすると聞きます。また、読者アンケート1枚の意見は100人の意見を代表していると解釈するのが編集者の心構えであると聞いて居ります。初めての「管区事務所だより」アンケートで48通

もの回答が寄せられたことは驚きと感謝でした。一枚一枚に記された意見をしっかりと解釈して今後の編集に生かしたいと思います。ただ、その中に「原稿の書き手の人選が教区に偏りがあるような気がします、気のせいでしょうか。私の教区の者が書くことは減多にないようです。…」という御意見が有りました。しかし、これは誤解です。たとえば、回答者の教区で毎年開催される原爆記念礼拝についての報告、また回答者の教区から管区主催の行事・セミナーに参加された方々に感想などの御寄稿を必ずお願いしてきました。さらに申し上げるならば、行事の開催地の持つ意味を生かしつつも原稿執筆者に偏りがないようにするのが『管区事務所だより』編集の基本姿勢であり、これからも堅持していくつもりです。「執筆者に偏りがあるのではないか」という御意見を貴重な警鐘として、これからの編集を続けてまいります。今年度の終りにはもう一度「読者アンケート」を企画して、誌面をより活性化するための参考にさせていただくつもりです。どうかよろしく御協力ください。

(管区広報主事・鈴木 一)





□訂正とお詫び

2014年1月25日発行の『管区事務所だより』に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

2014年1月25日(正) 第287号←(誤) 第278号

《人事》 東京 (正) セシリア高柳章江←(誤) セシリア高柳章江

日本聖公会管区事務所ホームページ <http://www.nskk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメールでお寄せください。